

## 1 実証内容

「ペダルのみ走行モード」で自転車レーン等（自転車用の通行区分）を通行したとしても、安全性に問題のないことを実証するため、令和元年11月から令和2年1月までの間、和歌山市内において、人力モードに限定する改造を行った普通自転車のシェアリング事業を実施。

### 【計画内容】

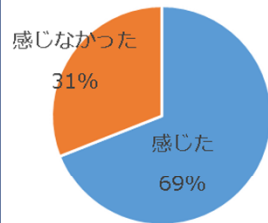
・ モーターに一切電源供給せず、ペダル走行しかできない改造をする。

← 本来は、電動のみ、電動+ペダル、ペダルのみモード切替が可能

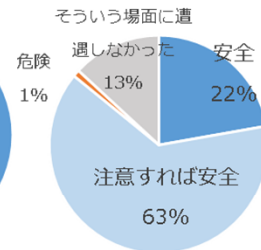
- ・ 走行時には青いライトが点灯。
- ・ 運転者は免許を有する者に限定し、ヘルメットを着用。
- ・ 最高速度30km/h

## 2 走行実証参加者に対するアンケート結果

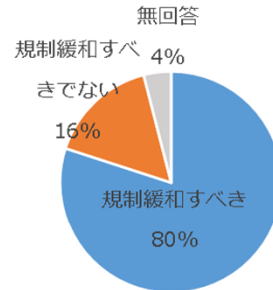
（車道走行した者に対し）  
自動車に追い越された際に、危険を感じたか  
(68件)



（自転車通行可の歩道を走行した者に対し）歩行者とすれ違った際や追い越した際に危険を感じたか (82件)



通行場所について規制緩和すべきか (107件)



## 3 制度改正の要望

以下のような条件を満たすときは、普通自転車として取り扱ってほしい（原動機付自転車と普通自転車との切り替えを認めて欲しい。）。

- ・ 電源をカットする機構により、モーターが駆動しないことを担保する。
- ・ 自転車であることを示すカバーでナンバープレートを覆う。
- ・ ナンバープレートのカバーや電源カットの操作は、停車中のみ可能とする。

## 4 今後の検討の方向性



### 【評価】

- 車道走行に危険を感じるとの声が多数である一方、歩道走行に危険を感じるとの回答は少数

### 【対応】

原動機付自転車と自転車との切り替えを認めることとし、以下の三要件を満たすものについては、道路交通法上、自転車として取り扱うこととする

※ 道路運送車両法上は、引き続き、原動機付自転車となる。

- ① 原動機を用いて運転することができない構造であること
- ② 地方税法に基づいて交付された原動機付自転車の標識を表示しておらず、法令に従って原動機付自転車として走行させることができない構造であることが明らかな外観となっていること
- ③ 乗車している者が、乗車しながら原動機を用いて運転することができる構造に変更することができないものであること